

清水社会人サッカーOBリーグ レギュレーション
【NPO法人清水サッカー協会 OBリーグ実行委員会】

1. 参加資格

- ① OBリーグへの参加資格は、該当年度の4月1日現在で38歳に達している者とする
- ② OBリーグ参加チームにおいて選手登録している者とする
- ③ 参加チームにおいて選手登録してある女性については特に年齢による参加資格の制限を設けない
- ④ 外国人選手の登録は無制限とするが、ピッチ上には同時に3人までの出場とする

2. 競技上の注意

- ① 試合中の相手選手へのスライディングタックルは禁止とする（パスカット、シュートカットなど相手への接触がない場合は認める）
- ② 眼鏡を着用したままでのプレーは禁止する。ただし、ゴーグル型のスポーツ眼鏡で、主審が安全と判断したもののみ着用できる
- ③ すね当てを着用していない選手は出場できない
- ④ 二日酔いなどの状態でプレーすることは大変危険なので、各自責任をもってプレーすること

3. ユニフォーム

- ① ユニフォームは各チーム必ず2種類（白と色物）用意すること
- ② 異なる背番号の付いたユニフォームを着用すること
- ③ ハーフパンツでのプレーは禁止する

4. 当番

- ① A当番は第1試合（9：30キックオフ）に間に合うようにピッチの設営（ライン引き及びゴール・コーナーフラッグのセッティング）を完了させること
- ② B当番は最終試合終了後、グラウンドの整備及び周辺の清掃を確実に行うこと
- ③ B当番はその日の全試合記録を実行委員長と静岡新聞へ報告すること
- ④ 長崎新田グラウンドの場合、A当番はグラウンド南側にある倉庫の鍵を事務室へ借り受けに行き、倉庫内にあるラインカーを使用することができる（石灰はA当番が持参すること）。また、借り受けた倉庫の鍵は事務室へ返却すること
- ⑤ 蒲原A・B・Cグラウンドの場合、ゴールのゴールネットは、セットされたままにしておくこと
- ⑥ 清水蛇塚スポーツグラウンド北・南及び清水総合運動場陸上競技場（通称：市営グラウンド）の場合、ピッチ上でのウォーミングアップは禁止されているので、A当番はその旨を次の審判チームに確実に伝え、順次審判チームはその日の参加チームに伝達すること（厳守＝今後利用できなくなる場合有り）

5. 審判

- ① 審判担当チームの審判担当者は、主審及び副審ともに必ず審判服を着用すること（冬場の寒い時期は黒または紺系のトレーニングパンツなどの着用を認める）
- ② 主審は必ずカード（黄色・赤色）を携帯すること
- ③ 審判担当チームは、主審及び副審とも有資格者を派遣することが望ましい
- ④ 主審は試合開始前に必ず両チームの全選手がお互いに握手するよう促すこと

6. 罰則規定

- ① 試合中に退場を命じられた選手は、次節の試合には出場できない。退場を命じられた選手とは、該当する1試合中にレッドカードを提示もしくはイエローカードを2回提示された選手を指す
- ② 退場を命じられた選手については、次節試合への出場停止処分など所属チームで管理すること。退場選手名は試合結果報告に記入すること。B当番は確実に実行委員長へ報告すること
- ③ 事前連絡（実行委員長及び対戦が予定されていた相手チームへの連絡＝試合前日の21時まで）がなく、棄権試合が発生した場合、棄権チームは相手チームに棄権罰則金として5千円を支払うこととする。該当試合の審判担当チームへの支払いはない。棄権試合とは、人数不足（キックオフ時刻に選手が7人未満の場合は試合不成立）などの事情により試合が成立しない試合を指す
- ④ 棄権試合が発生した場合でも、該当節の棄権試合後の各試合のキックオフ時刻は変更しない
- ⑤ 棄権試合は0－3で棄権チームの負けとする
- ⑥ 事前連絡があった場合、棄権チームには棄権罰則金の支払いを科さない
- ⑦ 事前連絡の有無にかかわらず、棄権チームは予定されていた審判及び当番担当の責任を原則として果たすこと。また、棄権チームは相手チームが担当するはずだった審判及び当番の責任を相手チームに代わって原則として果たすこと
- ⑧ 審判担当チームが担当試合のキックオフ時刻になってもグラウンドに現れず、試合進行を著しく妨げた場合、該当する審判担当チームは実行委員会に対し遅延罰則金5千円を支払うこととする
- ⑨ 葬祭などのやむを得ない事情で棄権試合を余儀なくされたと判断される場合、そのチームは6－③項及び6－⑦項には該当せず、免責とする
- ⑩ 免責棄権チームが当番もしくは審判を担当することとなっていた場合、実行委員長の判断でその他のチームに担当を振り分けることができる。ただし、免責棄権チームは新たに担当することとなったチームに対し、謝礼金5千円を支払うこととする
- ⑪ 該当年度リーグ終了後、実行委員会（チーム代表者会議）は該当年度に罰則を受けたチーム及び個人に対し、次年度のリーグ参加の是非を含め検討することができる。被罰則チーム及び個人は実行委員会の決定を受け入れなければならない

7. その他

- ① その他付帯事項については、NPO法人清水サッカー協会シニア委員会OBリーグ実行委員会（チーム代表者会議）の定めるところに従うこと

以上